

## 日本赤十字社の

# 仕事と妊娠・出産・育児の両立のための支援制度



仕事と妊娠・出産・育児の両立を支援する、日本赤十字社と社会保険の制度についてご案内します。なお、手続き等の詳細については、勤務先の担当者にお問い合わせください。

以下のご案内は日本赤十字社の正職員であることを前提としています。  
嘱託・臨時職員・パートタイマー・再雇用職員の方は、  
勤務先の担当者にお問い合わせください。

出産後も  
働き続けたい！

仕事と育児を  
両立できるか  
不安…

妊娠中の  
働き方は  
どうなるの？

育児休業中の  
収入は？



## 妊娠

**01**

勤務

妊娠中は定期健診を受けるように言われましたが、仕事がある日はどうなりますか？

### 妊娠健康診査のための勤務免除

母子保健法による保健指導や健康診査を受ける際には、受診に必要な時間について勤務の免除を申し出ることができます。勤務免除の場合、給与の減額はありません。勤務が免除される回数は、妊娠週数区分に応じて定められています。

妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24週から35週まで	2週に1回
妊娠36週から出産まで	1週に1回
産後1年まで	その間1回

**02**

勤務

つわりがひどく、満員電車での通勤が大変です。ラッシュ時間为了避免通勤したいのですが…

### 通勤緩和措置

### 休憩時間の延長

### 軽易な業務への転換

医師または助産師から、通勤緩和や休憩時間の延長等について指導があった場合は、必要な時間について勤務の免除を申し出ることができます。勤務免除の場合、給与の減額はありません。

また、妊娠中の業務を軽減するよう指導があった場合には、他の軽易な業務への転換を申し出ることができます。



**03**

勤務

妊娠してから疲れやすくなり、時間外や深夜の勤務がとてもつらいのですが…



### 時間外勤務・深夜勤務・休日勤務の免除

妊娠中は、医師等による指導の有無にかかわらず、時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務の免除を申し出ることができます。



# 出産

**04**

勤務

産前休暇はいつから取得できるのでしょうか?  
休暇中の給与や社会保険料の負担についても教えてください。



## 産前・産後休暇

日本赤十字社では、出産予定日の7週前(多胎妊娠の場合は14週前)から産前休暇を取得することができます。また、出産後は、8週間の産後休暇が付与されます。産後休暇期間の就業は原則として認められませんが、産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合、医師が支障ないと認めた業務に限り就くことは可能です。

## 休暇中の給与・社会保険料等の支払い

出産日(出産が遅れた時は出産予定日)以前42日目(多胎妊娠の場合は98日目)から、出産日の翌日以後56日目までの範囲内で産前・産後休暇を取得した期間については給与は支給されず、健康保険から出産手当金が支給されます。なお、各種社会保険料(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、企業年金基金標準掛金)の支払いが免除されますが、住民税等については、お支払いいただく必要があります。

(注1)免除期間中も健康保険の給付は受けられます。(注2)免除期間についても将来の年金額の算定に反映されます。

**05**

勤務

もうすぐ妻が出産する予定です。お休みはどうなりますか?

## 特別有給休暇(妻の出産)

妻の出産の場合、出産のため入院する日から出産当日以後2週間の範囲内の期間において、3日以内の特別有給休暇を取得することができます。

**06**

各種手当

先日、子どもが生まれました。出産に伴い、健康保険から給付が出ると聞いたのですが…

## 出産育児一時金・出産手当金(健康保険)

## 出産祝金

健康保険から、出産に伴う一時金として出産育児一時金が、産前・産後休暇中の手当として出産手当金が支給されます。また、日本赤十字社から出産祝金が支給されます。各種給付金の詳細については、4ページをご覧ください。

**07**

各種手当

子育て中の職員に対する手当はありますか?

## 扶養手当



満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている場合、扶養手当が支給されます。

扶養手当の支給は、出生の翌月から(1日に出生の場合は当月から)始まりますが、産前・産後休暇期間は除きます。

注)役割等級の適用を受ける職員のうち「GM1」「GM2」の者については支給対象外です。



# 育児

**08**

勤務

育児休業は、どのくらいの期間取得することができますか？

## 育児休業



子どもが1歳に達する日までの間、原則として2回、希望する期間について育児休業を申し出ることができます。育児休業中は職員としての身分は保有していますが、勤務をすることはできません。また、1歳以降もライフプランに合わせて2通りの育児休業を最大3歳まで取得することができます。なお、2022年10月に育児介護休業法が改正され、子の出生後8週以内に最大28日取得できる出生時育児休業が新たに加わりました。（詳しくは勤務先の担当者にお問い合わせください。）

**09**

各種手当

育児休業中の給与や社会保険料はどうなるのか教えてください。

## 育児休業給付金（雇用保険）



1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の条件を満たしていれば、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。詳細については、5ページをご覧ください。

## 育児休業中の給与・社会保険料等の支払い

育児休業給付金とは別に、子どもが1歳に達するまでの間、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び広域異動手当のそれぞれ30%※が給与として支給されます。子が1歳以上の場合には、給与の支給はありません。

なお、育児休業中についても、各種社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、企業年金基金標準掛金）の支払いが免除されますが、住民税等はお支払いいただく必要があります。）

※雇用保険から支給される育児休業給付金と調整する場合があります。

(注1) 免除期間中も健康保険の給付は受けられます。

(注2) 免除期間についても将来の年金額の算定に反映されます。

**10**

勤務

産後休暇が終わったら、すぐに仕事に復帰する予定ですが、復帰後に利用できる制度はありますか？

出産後1年間は次の措置が受けられます。

## 母性健康管理措置

出産後1年間は、保健指導や健康診査の受診に必要な時間について勤務の免除を申し出ることができます。

## 業務の軽減

医師等による指導があった場合は、他の軽易な業務への転換を申し出ることができます。

## 哺育時間の付与

生後1年に達しない子どもを哺育している女性職員は、勤務時間中に1日3回、1回30分の哺育時間取得することができます。哺育時間については、給与の減額はありません。

## 時間外勤務・深夜勤務・休日勤務の免除

時間外勤務、深夜勤務、休日勤務についても免除を申し出ることができます。

このほか、育児短時間勤務や時差出勤、子の看護休暇等を申請することができます。

詳細については、**11**～**13**をご覧ください。

**11**  
勤務

育児短時間勤務とは、どのような制度ですか？

### 育児短時間勤務

育児短時間勤務制度とは、小学校入学前の子どもを養育するために勤務時間の短縮を申し出ができる制度です。育児短時間勤務期間中は、勤務しない時間について給与が減額されます。様々な育児環境に応じて勤務できるよう、いろいろな勤務パターンがあります。詳しくは勤務先の担当者にお問い合わせください。

#### 〈勤務パターンの例〉

- (1) 1週間当たりの勤務時間が19時間30分から25時間までの範囲内となる勤務
- (2) 勤務時間の始め又は終りにおいて1日2時間30分(哺育時間を与えられている職員は2時間30分から当該時間を減じた時間)を超えない範囲で、1日の所定労働時間を短縮する勤務
- (3) 1日の所定労働時間を6時間に短縮する勤務

**12**  
勤務

育児休業から復帰後、フルタイムで働きたいと思っていますが、保育園の送迎時間が気になります。  
どのような制度上の配慮がありますか？

### 時差出勤

子どもを保育園に預けて出勤すると、始業時刻に間に合わない場合などは、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる時差出勤を申し出ることができます。これにより、勤務時間を短縮せずに働くことができます。

(例) 始業時刻の繰り下げ  
【通常勤務】9:00～17:30 → 【時差出勤】10:00～18:30

### 時間外勤務の制限

時間外勤務の制限を申し出ると、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、時間外勤務を1月24時間、年間150時間以内に制限することができます。

(注) 時差出勤、所定労働時間を超えない勤務、時間外勤務及び深夜勤務の免除については、小学校入学前の子どもを養育する場合に申し出ることができます。併用して申し出ることもできます。

### 所定労働時間を超えない勤務



所定労働時間を超えると、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、時間外勤務を命じられることはありません。

### 深夜勤務の免除

深夜勤務の免除を申し出ると、1回の申し出につき1か月以上6か月以下の範囲内において申し出のあった期間、深夜勤務が免除されます。ただし、勤続1年末満の者、夜勤専従者、及び配偶者が深夜において子どもを養育できる場合等は対象となりません。

**13**  
勤務

子どもが急に熱を出したり、怪我をしたりしたとき、仕事を休むことはできますか？

### 子の看護休暇

小学校入学前の子どもが怪我や病気のため看護を必要とするとき、または疾病予防のために当該子の世話をする必要があるときは、1年間を通じて5日以内(対象となる子どもが2人以上いる場合は10日以内)の特別有給休暇を取得することができます。なお、この休暇は、時間単位でも取得することもできます。詳しくは勤務先の担当者にお問い合わせください。

**14**  
各種手当

育児休業(又は産前・産後休暇(以下、「育児休業等」といいます。))から復帰しましたが、育児短時間勤務制度を利用して働いているため、育児休業等取得前よりも収入が下がってしまいました。  
育児休業等取得前の標準報酬月額に基づいて算出される社会保険料は負担が大きいのですが…

### 育児休業等復帰後の社会保険料の見直し

育児休業等復帰後、各種制度の利用等により、復帰後3か月間の平均収入が育児休業等取得前よりも下がった場合は、健康保険及び厚生年金保険にかかる標準報酬月額の改定を申し出ることができます。これにより、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料が軽減されます。

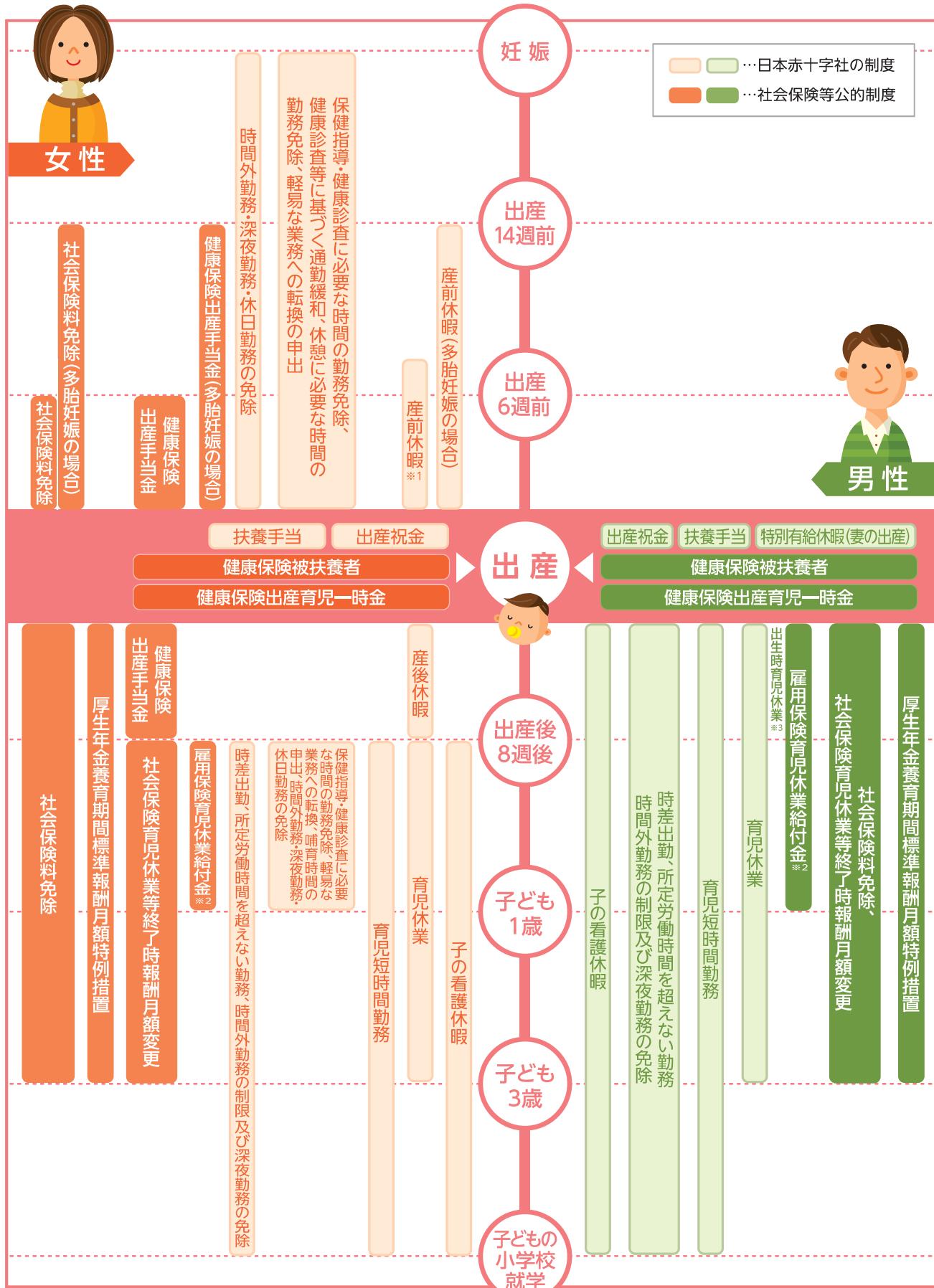
### 3歳未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例(養育特例)

3歳未満の子どもの養育期間中に、各種制度の利用等により標準報酬月額が下がった場合においても、年金額の計算に際しては、養育開始前の高い標準報酬月額が適用されるという厚生年金保険の特例制度があります。



各種制度の利用にあたっては申請書の提出期限があります。詳しくは勤務先の担当者にお問い合わせください。

## 主な仕事と妊娠・出産・育児の両立のための支援制度



\*1…産前休暇は、出産7週前から取得することができます。なお、出産手当金の支給及び、社会保険料の免除は出産6週前から受けられます。

\*2…育児休業給付金は、条件を満たせば2歳まで受けとることができます。詳細については、勤務先の担当者にお問い合わせください。

\*3…出生時育児休業は、条件を満たした女性も取得できる場合があります。

# 支えあう～子育てもキャリアも～

職員として、親として、様々な葛藤を抱えながら奮闘している  
職員に子育てをしながら働くことについて語っていただきました。



渡司 愛弓

〈看護師〉  
子ども: 小学5年生、2年生、  
年少児  
勤務: 整形外科・泌尿器科病棟  
育児短時間勤務制度  
(夜勤免除)を活用中

## —妊娠から産休・育休へ—

周囲のサポートもあり、大変だった記憶はありません。

今の病棟に異動てきて、師長が日頃から「育児休業等の制度を今現在受けていない人も、いずれ介護休業などの制度を取得することがあり得る。また、時代も考え方も変わり、ひとりひとりの社会的背景やサポート体制も違うのだから、自分だけでなく、みんなで助け合っていかなければならない。だからこういう制度を取得するのはお互い様。」とお声かけをしてくださっているので、病棟の雰囲気もよく、周りから暖かく見守ってもらえていると感じます。子育てへの理解がある職場ということは大きな支えになっています。

## —職場への復帰—

仕事で帰りが遅くなり、子供の迎えが遅くなってしまう時や、子供の急な発熱の際に急速お休みを取りたい時が大変でした。

幸い、私は祖父母が同居しているため、祖父母に頼んだり、主人が同じ院内で勤務しているため、祖父母に頼めない場合は主人と相談し、どちらか早く帰れるように調整させていただいています。

頼れる人がいる、というのはマンパワー的にも、心の支えとしてもありがたいと思います。また、コロナ禍前は職場の友達に子供のお迎えをお願いしたり、院内保育所を利用したりしていました。自分が全てをしなくても大丈夫。誰か助けてくれる人がいる。ということが精神的な安心感につながっていました。

勤務ていれば、同じように育児をしながら働いている同僚に相談することができますし、伊勢赤十字病院では産業医や専門のカウンセラーに相談できる環境があることも安心感の一因になっていると思います。

## —育児と仕事を両立する上のやりがい—

子供がいない時は仕事が中心で一日を過ごしていましたが、子供ができるからは家庭と仕事を両立できるように、生活リズムと考え方が変わりました。

私はアウトドア派なので、家のことでだけでは達成感が得られず…。

社会に出て世の中のため、患者さんのために働き、患者さんからお礼の言葉をいただきたりすることで充実感を得ていると感じます。

子供から離れて、家に帰るとより子供のことが愛おしく感じたりもして、仕事と家庭の両方のバランスが大事だと思いました。

コロナ禍によって、保育所では人との関わりが減っていますが、出勤するといろいろな人と関わることができ、一人でいるよりも気がまぎれて私はストレスが緩和されているように思います。

## —育児と仕事を両立する上で工夫していること—

私は車で出勤しているのですが、出勤する際や帰宅の際は車の中で仕事モードと家庭モードへ気持ちを切り替えるようにしています。

また、ストレスをため込まないように、疲れた時には家事は最低限だけやって、睡眠をしっかりとることを心がけています。

## —仕事への思い—

ふと仕事を辞めてしまおうと思ったこともあります。でも、実際に辞めようとして具体的に行動したことはありません。

伊勢赤十字病院  
(三重県伊勢市)

[病床数] 674床

(一般634床、

精神9床、感染4床)

[診療科] 35科

[入院基本料]

7対1(急性期一般入院料1)



それは、私自身が外に出ることが好きだということと、看護の仕事が好きだからだと思います。

とはいって、育児短時間勤務制度がなければ仕事を続けたくても続けられなかつたと感じています。

子供によって、いろいろな働き方をさせて頂けました。

この状況であれば、仕事と家庭の両立ができると思います。

## —これから子供を持つ職員のみなさんへ—

自分が育児短時間勤務制度を利用して子育てと仕事が両立できているのは周りの支援のおかげだと思っています。

今後、育児が落ち着いてきたら、今度は私が育児短時間勤務制度を取得する職員のサポートをしていけたらいいなと思っています。

## —育児をしながら働いている人へのメッセージ—

上手に自分の時間も作って気分転換して、子育ても仕事も自分で抱え込みます、周りの人の支援を得ながら楽しんでください!



## 上司からひとこと

西村優子 看護師長



自分自身も下の子が5年生で子育て中のため、自分が通ってきた道を今までに経験しているのだなと思いながら見守っています。

私自身は同じ敷地内に祖父母がいて子供を見てくれるようなサポート環境があったので、各制度を取得することなく勤務することができます。

今の若い人たちはそれぞれ様々な社会背景があり、祖父母がいて、仕事をしていてサポートを受けられない場合もあり、状況はひとりひとり異なります。

そういう社会背景を聞かせてもらいながら、無理のない範囲で家庭と仕事を両立ができるよう、シフト等でサポートをしていきたいと考えています。

渡司さんとも将来的に夜勤を含めてどのように勤務していくか、少しづつ時期をみながら本人と相談しつつ進めています。

私は育児短時間勤務だからといって成長する機会を奪ってはいけないと思っています。

時間外になってしまふような業務は難しいですが、時間内できることであれば他の職員と変わらない業務をお願いしています。

あえて業務を制限することなく、渡司さんには日々のスタッフ育成業務に力を注いでもらっていますし、勤務時間内であれば研修への参加も積極的にお願いしています。

とにかく仕事を続けられるということが大事だと思います。

仕事を続けていてよかったと制度を取得した職員から聞くと、うれしい気持ちになりますね。



## 久保 純

〈看護師〉  
子ども:中学校1年生、  
小学校4年生、6歳、3歳  
勤務:婦人科・耳鼻科・腎臓  
内科混合病棟  
育児短時間勤務制度  
(夜勤制限なし)を活用中

### —妊娠から産休・育休へ—

師長が夜勤を軽減してくださり、平日勤務にしていただいたおかげで問題なく勤務することができました。

2人目を出産することから環境も変わり、職場の人から「そろそろ定時だよ!大丈夫?」といった声かけを頂いたり、重たいものを運搬する際、他の方が積極的に運んでくれて、感謝したことを覚えています。職場の人にして頂いたことは、私も次の妊婦さんにつなげていこうと思っています。

### —職場への復帰—

職場での手厚いサポートもあり、復帰して1ヶ月は目まぐるしかつたですが、働きたくないという気持ちにはなりませんでした。

伊勢赤十字病院では、復帰直前に看護部に連絡をすると、PCを触ったりでき、電子カルテの操作方法など、研修センターからのフォローを受けることができます。

復帰先の病棟では職員がマンツーマンでついてくれて、フォローしてくれましたし、制限なく働いている人には申し訳ないくらい、定時の声かけなど、帰りにくいという雰囲気を出さずに帰れるようにしていただいていると感じています。

また、夜勤の際は院内保育所を利用させていただけたので、仕事を続けることができました。

以前働いていた病院では経験年数が浅いうちでの妊娠出産となつたため、「身体もしんどいし、おうちで休んだらどう?」と聞かれましたが、伊勢赤十字病院ではそういうことを言われることもなく、復帰していいのか?と迷うこともなかつたです。

育児をしながら働き続けることが当たり前な職場の雰囲気があることも仕事を続けられた一因かもしれません。

### —仕事と育児の両立—

夫婦共働きのため、帰宅すると、子供たちが洗濯物を取り込んでくれたり、お風呂をいれてくれたりとみんなで家事を協力しあいながら過ごしています。

辛くなつたときは子供たちを抱きしめると、子供たちも安心するし、私自身も子供たちから安心感をもらっているなど感じます。

### —仕事への思い—

わたしは育児も仕事も同じくらい全力で取り組んでいきたいと思っています。

子供たちが感染しないようにどういう対策をしなければいけないかといったことに興味がありましたが、現場を見るとなかなか難しい状況だと感じます。

家事や育児に追われ、なかなか勉強する時間を持つことができていませんが、今後も頑張っていきたいと思っています。



### —男性職員に対する育児支援について—

周囲でも男性で育児休暇を取る風潮は出てきているなど感じます。今後もより男性の育児参加が進むといいなと思っています。

### —これからの育児支援について—

伊勢赤十字病院では夜勤をするときに院内保育所で子供を預かっていただけの制度があったり、経済的な面でも利用しやすい環境を作っていました。私は祖父母が遠いところにいても夜勤することに困らず働ける環境で、子供を産んで辞めるという選択肢をとることなく働き続けられました。

私と同じように子供がいても働き続けられる環境というのは、周囲の環境整備や助けがあってこそのことですので、誰もが安心して働けるように職場における制度の整備や環境整備などがより進んでいくことを願っています。

### 上司からひとこと

#### 大西仁美 看護師長



久保さんはとっても穏やかに仕事をしていて、とても効率的に仕事をしているなど感心しています。

おうちで効率よく家事をしている姿が仕事にも反映されているのではないかでしょうか。母親としても、同僚としても尊敬しています。

久保さんのように育児をしながら仕事を続けられるよう、育児中の職員には普段周知するよりも先に夜勤などのシフトをお伝えする等、家庭をうまく回せるようにできるサポートを行っています。

制度を取得しているときは家庭や育児に集中して、仕事に集中できるときには職場でまた活躍してもらえる時間を増やしてもらえたうと考えています。

育児をしていない職員の時間外勤務が多くなってしまうこともありますが、こういった制度はみなさん順番だと思っています。

いずれ自分たちがしてもらうことになるのでお互い支えあい、困ったときは協力できるようにしていきたいですね。

育児と仕事の両立をしているときは本当に大変な時期だと思いますし、勤務中はお子さんにさみしい思いをさせてしまうこともありますが、社会に出て現場で働く母親の姿を見ることは子供たちにとって良い影響があると思いますので、育児も仕事も楽しんでほしいと思います。

# 支えあう～夫婦で共に子育てを～

夫婦で支えあいながら、子育てをしている男性職員に、子育てをしながら働くことについて語って頂きました。



後藤 智哉

〈臨床検査技師〉  
日本赤十字社 本社  
血液事業本部技術部  
安全管理課  
子ども:0歳

## ～はじめに～

令和4年9月に第1子が産まれてから、約1ヶ月の育児休業を取得させていただきましたので、私の体験を述べさせていただきます。

今後、育児休業の取得をご検討される方の参考になれば幸いで

## ～活用した育児支援制度～

令和4年10月に育児休業制度が改正され、新たに設けられた男性版育児休業である”出生時育児休業”を今回取得しました。これは、出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)の休業を2回まで分割取得できるというものであり、都合に合わせてフレキシブルに調整できます。しかしながら、出産予定日のだいぶ前(改正前)に子が誕生し、新制度のギリギリ対象外なのでは…?と思いましたが、無事活用させていただきました運びとなりました。とはいっても、育児休業について詳しく知らなかった私は、「休業中の給与は?」、「何時までに申請すればいいのか?」など具体的な内容について不安だらけで、人事課の担当者様には1から10まで手厚くサポートしていただきました。

## ～昨今の男性職員に対する育児休業の動きについて感じること～

世間では男性の育児休業取得を推進させようと少しずつ話題に上がる機会も多くなっていると感じていました。ただ、身近に育児休業を経験した先輩が少ないということが私自身不安なところでした。今回、家庭の事情で急遽取得を検討することとなり、そのことを課長に相談したところ、「深刻そうな顔しているから何事かと思いましたよ! 育児休業の制度もあるし、課でもサポートするので遠慮なく取得してくださいね!」と温かい後押しをいただきました。同僚の皆様も快諾してくださり、引継ぎも問題なく終えることができました。いざ職場復帰の際にも、皆様にご協力をいたいたおかげで、スムーズに業務を開始することができました。

## ～仕事との両立～

育児休業初日は平日に家にいることの不思議な感覚でしたが、そんな気持ちに浸っている時間はありませんでした。朝からオムツを取り替え、ミルクを作り、寝かしつけて…と気が付けば1日が終わる、そんな大変な毎日でした。復帰後は、なるべく早く帰宅できるようシフトを早番のみにしていただき、夕方以降の育児はなるべく担当するようにしています。仕事と育児にメリハリをつけるため、一日の仕事計画をしっかりたて無駄な残業をしないことに努めています。帰宅後は原因不明のギャン泣きもありますが、時折見せるニコニコ顔には仕事の疲れも癒されています。

## ～仕事への思い～

今回の育児休業を通じ、今までがむしゃらに働いていましたが、家族の大切さを学び、また、積極的にサポートしてくれる会社の存在にも気付くことができ、より一層仕事に取り組めるようになりました。

## ～最後に～

今回の育児休業を終えて感じたこととして、育児は一人だと本当に大変だということを痛感しました。二人で協力しても本当に大変です! その一方で、子供を育てるこの重要性、夫婦の協力、親になる自覚など、自分達を見つめ直す丁度よい時間でもありました。家族3人で過ごした1ヶ月はとても楽しく、貴重な時間になりました。育児休業を取得して本当によかったと思います。これから育児休業の取得を考えている方は、是非取得することをお勧めします。

## 上司からひとこと

日野 郁生 安全管理課長



「お子さんのために、  
ご夫婦のために、  
そして社会のために」

後藤さんとは、令和4年4月から同じ部署で仕事を共にしていますが、令和4年夏、秋頃に初産の予定があることをお聞きしました。その際、後藤さんは恐縮した気持ちの連絡でしたが「とてもおめでたいこと! 奥さんとよく相談して、育児休業も取得してね!」とお伝えしました。その後、令和4年10月には育児休業制度が大きく改正されると知り、「新制度になって初の取得者かもね(笑)」と部署内では冗談話で盛り上がりました。

出産については予定日よりも前に、少し心配もありましたが、母子共に健康! 業務調整も突然となつたところでしたが、誰からも不満なく気持ちよく対応することが出来ました。この辺りは共に業務をするみんなに、とても感謝をしているところです。

育児制度も時代と共に大きく変わってきています。そのような背景のなかで、年配者からは「昔は〇〇だった」や「今は羨ましい!」といった声も聞かれますが、子育てにお父さんが率先して取り組むことは、お子さん、ご自身にとって掛けがえのない時間であり、またご家庭を円満に築く上でもとても大事なことだと思います。また社会がより利用性の高い制度へ見直しを図り、そして制度利用を率先して促すことが日本における少子化問題への一つの解決策になると感じています。仕事の価値観は、業務への遭り甲斐を感じること、高い収入や対価を得ることなど人によって様々ですが、福利厚生の一環である子育てのし易さを魅力に感じてもらうことも管理職としては大事な役割になります。制度を利用する子育て世代は大手を振って取得でき、それを気持ちよく取得してあげられる組織作りに今後も心掛けたいです。

やりがいや充実感を持って働き、仕事で活躍しながら、豊かな生活を実現してきた女性職員に、働くということについて語って頂きました。



川久保 三起子  
日本赤十字社  
佐賀県支部  
事務局長

### —就職当時の夢?—

むか～し昔の話になりますが。私は前職が県職員で、就職はもう40年も前になります。看護師だった母のように結婚しても仕事を続けたいと思い、やりがいがあって続けられそうな公務員を選びました。ところが社会の現実を知ってあ然……。なんせ直接で「お茶くみをどう思いますか?」と質問されていた時代です。女性職員に任される業務も固定化しており昇進格差も歴然。当初は仕事において何か「夢」を語ることは難しい状況でした。

### —今、夢の続き—

よーしそれなら、と、私はこんな仕事をしてみたいとしつこく言い続け、意欲が買われたのか女性は初めてという広報部門に配属。その後もあっちへ行きたい、こっちもやってみたいと自己申告し、土木、人事委、農林、商工労働、児童福祉、環境、政策、文化スポーツ、男女参画、健康福祉と、幅広い仕事を経験させてもらいました。どの部署も様々な苦楽がありましたが、そこで取り組んだことすべてが今の私の財産です。

考えてみれば、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、少子化社会対策基本法などの法整備に伴い、職場の意識や環境が変化していくと同時進行で働いてきた気がします。

私はようやく3番目の子どものときに1年間の育休制度ができ取得できましたが、それまでは産後8週間でフルタイム復帰、実家の母の助けをかりながら切り抜けてきました。

そんな毎日の中で抱いた夢は、退職の日に抱えきれないほどの花束を贈られて、「ああ、よい職業人生だったなあ。自分が働いてきたことで、少しでも人のため、社会のためになれたかな。」と実感することでした。できたかって?できましたとも!しかも夢には続きがあって、こうして今、日赤で多くの職員の皆さんと、人や社会の幸せのために働くことができています。

### 一心に残っている仕事のエピソード—

直近では令和元年8月の九州北部豪雨(佐賀豪雨災害)です。佐賀県内約6,000戸が浸水などの大被害を受けました。私は県の災害対策本部で避難所を担当し、九州各地から駆けつけてくれたDMATや日赤救護班の活動を知ることになりました。2年後、再び同規模の水害が佐賀を襲い、今度は日赤の事務局長として対応することになりました。人生、どこで何の経験が生きてくるかわからないものです。

### —仕事や家庭で心がけていること—

仕事で大切にしているのは「一期一会」「感謝」「笑顔」の3つです。お会いする方々は、一生に一度と思って誠実に、を心がけてきました。クレーム対応の窓口にいたときはさすがに心折れることもありましたが、その経験があればこそ、どんな仕事でもどーんと来い!という妙な自信につながっています。そして感謝と笑顔はセットです。これは職場ばかりではなく、家庭でも心がけたいと思っています。家族には感謝の気持ちをちゃんと「ありがとう」と口に出して伝えるようにしていま

す。

### —ありがたいと思った周りの支え—

子どもがまだ小さかったころ、一緒にいてやれる時間が少ないことにどこか後ろめたい気持ちがあって、悩んだこともあります。その時、とある女性教師の方がご自分の子育て経験をもとに書かれた著書に出会い、お会いして勇気をいたたくことができました。それはずっと心の支えになっています。娘も私が疲れた顔をしていたとき、たどたどしい字で書いたメモを渡してくれました。「お母さん、おじいさんがんばってね。」涙ができるほど嬉しい応援でした。

仕事でありがたかったことと言えば、30代のとき仕事で大失敗してしまい、真っ青になって後処理をしていたとき、所属長がかけてくれた言葉です。「大丈夫。大したことじゃない。」事の重大さをわかつていながら、敢えて私を落ち着かせようとしてかけてくれました。失敗は成長のきっかけになります。こんな上司になりたいと、今でもお手本にしています。

### —職員の皆さんへのメッセージ—

女性活躍推進という言葉や法律があります。しかし、推進すべきはむしろ家事・育児・介護分野における男性の活躍ではないでしょうか。女性は昔から仕事と両方の分野でがんばってきました。これ以上がんばるとオーバーワークです。肩の力を抜いて、利用できる制度や周囲のサポートはどんどん活用しましょう。そして趣味やスポーツ、推し活、社会貢献活動、何でもいいので自分の楽しみのために時間やお金を使うことも忘れないでください。

佐賀県支部では昨年、男性職員二人が育児休業を取得しました。二人とも休業中に可愛い赤ちゃんを職場に連れてきてくれました。これからも家庭生活とのバランスを大切にしてほしいと思います。

日赤の創設者、佐賀藩出身の佐野常民は、かつて「敵味方の区別なく救う」ことを説きました。今は性別、年齢、障がいのあるなし等で区別せず、一人ひとりの多様な個性や能力を発揮する時代です。日赤という職場であるからこそ、そのトップランナーとして共に走りたいですね。

